

郡山たばこ販売増進対策協議会運営費補助金交付要綱

平成3年6月7日制定

平成11年4月1日一部改正

平成15年4月1日一部改正

平成29年3月31日一部改正

[産業観光部産業政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、たばこ販売の増進及び小売店サービスの向上を図るため、郡山たばこ販売増進対策協議会（以下「協議会」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助額)

第2条 補助の対象とする経費は、協議会の運営に要する経費とする。

2 補助額は、予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款、規約、会則又はこれに類するもの
- (4) 会員名簿
- (5) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第4条 規則第6条第1項第4条に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金に係る会計帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第4条の2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以下の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第5条 市長は、必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了したときは速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定した額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

附 則

この要綱は、平成3年6月7日から施行し、平成3年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度以後の年度分補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度以後の年度分補助事業について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。